

学割証の発行再開のお知らせ

証明書自動発行機の学割証の発行を再開いたしました。

※以下の「学割証の発行について」をお読みいただきますようお願いいたします。

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行について

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減するため、独立行政法人日本学生支援機構から以下の目的をもって旅行すると認められる場合に限り、**交付されるもの**です。

【使用目的の範囲】

- (1) 休暇、所用による**帰省**
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの**正課の教育活動**
- (3) **学校が認めた**特別教育活動又は体育・文化に関する**正課外の教育活動**
- (4) **就職又は進学のための受験等**
- (5) **学校が**修学上**適当と認めた**見学又は行事への参加
- (6) **傷病の治療**その他**修学上支障となる問題の処理**
- (7) **保護者の**旅行への**随行**

【使用枚数】

- (1) 乗車券1枚につき学割証も1枚必要です。ただし、**往復の乗車券なら学割証は1枚**で済みますので、できる限り往復乗車券の購入をお願いします。
- (2) 学割証は、前もって何枚必要なのかを確認し、**正確な枚数を申請**してください。
- (3) 学割証が適用されるのは「乗車券」のみで、特急券やグリーン券には適用されません。
- (4) 本学では、システム上、一人15枚までの制限を設けています。15枚以上必要な場合は、申し出て下さい。

【その他】

以下の**不正行為**が発覚した場合は、**学校にペナルティが課せられ学割証が発行されなくなります。**

- (1) 学割証に記名された**使用者以外が（不正）**利用した場合
- (2) 上記の**使用目的の範囲以外で**使用した場合

【学割証のお問い合わせについて】

■学務部学生支援課

国立大学法人神戸大学 鶴甲第1キャンパス B棟1階学生センター
所在地: 〒657-8501 兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目2-1